

中国の金融リスク顕在化防止の動き

新型コロナウイルスの影響を金融機関も受ける中で、中国政府は金融リスクの顕在化を防止する取り組みを続けている。地方政府の地方債発行で調達した公的資金で中小銀行の資本を補充する一方、金融機関の企業統治を改善する動きもある。

中小銀行の資本補充策

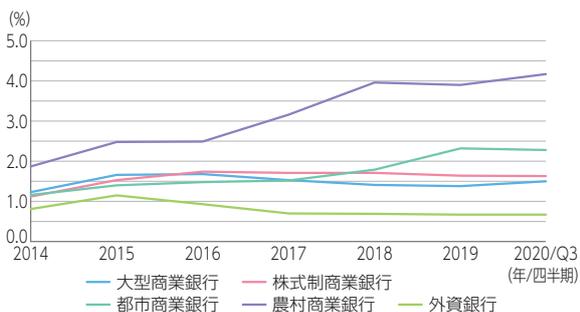
中国政府は、新型コロナ禍の中で金融リスク顕在化の防止に向けた取り組みを続けている。ここでは、中小銀行の資本充実策と金融機関の企業統治の改善策を見る。

商業銀行の不良債権額は、2020年9月末で2.8兆元と19年末から17.5%増加し、不良債権比率も1.96%と19年末の1.86%から上昇している。内訳を見ると、不良債権比率は、都市商業銀行や農村商業銀行で比較的高く、特に農村商業銀行で最近上昇している（図表1）¹⁾。中小銀行はリスク防止の一つの重点対象といえる。

新型コロナウイルスによる景気悪化への配慮から、中小企業等の元利払い延期の容認策が採られる中で、返済不能の案件が表面化していない可能性があるため、潜在的な不良債権の増加圧力は大きいと見られる。また、銀行は小企業向けの貸出金利を下げ（利鞘を減らしても）实体经济に貢献することも求められており、銀行経営を巡る環境は当面厳しい。

こうした中で、20年7月に、国务院常务会议は地方政府の专项债（20年3.75兆元発行予定）について²⁾、地

図表1 不良債権比率（商業銀行種類別）



(出所) 銀行保険監督管理委員会資料を基に野村総合研究所作成

方政府が調達した資金の一部で中小銀行の発行する転換社債等を購入し、中小銀行の資本を補充することを決定した。規模は2000億元である。報道によれば地方銀行数行が、既に专项债资金を利用した資本増強に向けて動いている（10月下旬現在）。

公的資金を利用した今回の資本補充は、足元でコロナ禍の影響を受けているものの本来持続的な経営能力のある中小銀行が対象であり、乱脈経営の銀行等は避けなければならない。また、将来、地方政府資金は注入先の銀行から退出する予定である。

金融機関の企業統治改善に向けた動き

一方、金融機関の乱脈経営のリスクの処理・防止の動きを見ると、20年に入り、既に公的管理下にあった金融機関処理が進んだ。違法経営等から支払余力不足に陥った安邦保険は2月に問題資産を除いて新設の受け皿会社の大家保険に譲渡され、9月に解散が決まった。また、信用リスクが顕在化した包商银行（内モンゴル自治区）の業務は5月に徽商银行と蒙商银行に譲渡された。

問題金融機関の処理が一段落する中で、金融当局は、今後に向けての規制等の整備に動いている。

まず、人民銀行は、9月に「金融持株会社監督管理試行弁法」（弁法）を発表した（11月実施、図表2）。

安邦保険・包商银行とも、それぞれ安邦保険グループ（集団）、明天系グループと呼ばれる企業グループに属し、一部の人々に実質的に支配され、乱脈経営につながったという経緯がある。ただし、中国には、これまで専ら金融持株会社全体を対象とする規定がなかった。上述した金融機関の経営破綻に加えて、アントフィナンシャ

NOTE

- 1) 農村商業銀行は、農村信用組合の改革の中で株式制金融機関に転換した農村金融機関の一つ。2019年末で1478行。農村商業銀行を含む農村金融機関の銀行業全体の資産規模に占める割合は13.3%（2020年9月末）。ちなみに大型銀行39.7%、株式制商業銀行18.0%、都市商業銀行13.1%。
- 2) 地方政府專項債（レベニュー債）は主にインフラ建設等のために発行される。地方專項債で調達した資金は、収益のあるプロジェクト（有料道路等）に利用され、収益から償還される。このため財政赤字には含まれない。本誌20年6月号参照。
- 3) 弁法施行以前に、既に金融持株会社を設立せねばならない条件を満たしている場合、弁法施行後12か月以内に中国人民銀行に設立を申請しなければならない。
- 4) 筆者執筆の「週刊エコノミスト」2020年10月27日号「中国視窓」を参照。
- 5) 行動案は指針であり、監督管理の執行の法的根拠ではない。
- 6) 具体的には、株主の経営への不当な干渉等の行為の矯正、独立董事の招聘範囲の拡大、短期業績重視の改善、従業員企業の統治への参加、情報開示の改善等がある。その他、共産党による指導と企業統治の融合（共産党組織と董事会等の兼任等）もある。

図表2 金融持株会社監督管理試行弁法

金融持株会社監督管理試行弁法の内容（一部）
国内の非金融企業、自然人、認可法人が2つ以上の異なる種類の金融機関を支配あるいは実質支配し、以下の条件を満たす場合、中国人民銀行に金融持株会社設立を申請し、認可を経て金融持株会社を設立しなければならない。
1 支配あるいは実質支配する金融機関に商業銀行が含まれる場合、金融機関の総資産が5000億元以上。あるいは、金融機関の総資産は5000億元未満だが、商業銀行以外のその他の種類の金融機関の総資産が1000億元以上あるいは受託管理する総資産が5000億元以上。
2 支配あるいは実質支配する金融機関に商業銀行が含まれない場合、金融機関の総資産が1000億元以上、あるいは受託管理する総資産が5000億元以上。
3 支配あるいは実質支配する金融機関の資産あるいは受託管理資産は上記1、2の標準に達しないが、中国人民銀行がマクロプルーデンス規制の点から、金融持株会社設立が必要と認めた場合。
金融持株会社の設立申請者の登録資本金（払込）は50億元以上で、かつ、直接支配する金融機関の登録資本の合計の50%以上でなければならない。
金融持株会社の持分の構成は簡明で、実質支配者や最終受益者が識別可能でなければならない。金融持株会社が支配する金融機関は、親会社の持分を保有してはならない。金融持株会社の支配する金融機関の間で持分を相互保有してはならない。
金融持株会社は関連取引の管理を強化しなければならない。金融持株会社とその支配する金融機関・その他の関連当事者は、各種の手段を通じて関連取引や資金の真の行き先を隠したり、関連取引を通じて不正に利益の付け替えたり投資家あるいは顧客の権益を損なったりしてはならない。
金融持株会社が支配する金融機関（財務会社を除く）は金融持株会社に融資してはならず、金融持株会社の株主・その他の非金融機関の関連当事者に無担保融資等を提供してはならない。

（出所）中国人民銀行発表資料を基に野村総合研究所作成

ルに代表されるインターネット企業による金融グループも出現する中で、弁法は規制の空白を埋めるものとなる。

弁法によると、国内の非金融企業、自然人等が2つ以上の異なる種類の金融機関を支配あるいは実質支配しており、金融機関の総資産や受託管理資産が一定の規模に達する場合、金融持株会社を設立せねばならず、金融持株会社として規制を受けることになる³⁾。条件を満たさないものは金融持株会社・グループを名乗れない。

金融持株会社となる基準は複数あるが（図表2）、例えば、支配傘下の商業銀行の資産規模が5000億元以上ならば金融持株会社を設立しなければならない。この基準ならば、包商銀行等、近年経営破綻した地方銀行クラスをカバーできたことを考えると、弁法は全国的に展開

する金融機関はもとより、ある程度の影響力のある地方の金融機関のリスクにも注意を払っていると見られる。

金融持株会社の企業統治について見ると、複雑な株主間の関係が禁止され、傘下金融機関による持株会社の株式（持分）保有、傘下金融機関の間での株式の持合いも禁止される。また、金融持株会社は、支配権を濫用して傘下金融機関の経営に干渉してはならず、傘下金融機関への虚偽の出資や、傘下金融機関の資金の不法流用も禁止される。

安邦保険では、極めて複雑な株主関係の下で、グループ企業間での株式持合いや循環出資によって見かけの資本金を急激に増やし、ビジネスを急拡大させ、結果として破綻した。包商銀行でも支配株主が経営に干渉し、融資等を通して銀行から資金を奪う機関銀行化が見られた。企業統治の強化はこうした行為を防ぐためである⁴⁾。

次に、銀行保険監督管理委員会も8月に銀行・保険会社の企業統治に関して、銀行と保険会社の企業統治健全化の3年行動案（20-22年）を発表している⁵⁾。これは株主行為の健全化、董事会の機能の改善、インセンティブ制度の健全化、ステークホルダーの権利の保護、外部からの制約等⁶⁾について今後3年間の改善の工程を示したもので、問題点の改善のほか、進捗度合いの評価が新業務への参入等の判断にも使われる。

このように、今後は、中小銀行を中心とした資本の補充とともに、弁法の実施を受けて金融機関の企業統治の改善が進むことが期待される。

Writer's Profile



神宮 健 Takeshi Jingu
 金融イノベーション研究部
 上席研究員
 専門は中国経済・金融資本市場
 focus@nri.co.jp